

65歳以上の方の 介護保険料が変更になりました

問 健康推進課 ☎ 42-2650

第1段階～第3段階の方の保険料負担が軽減されます

令和元年10月からの消費税率の引き上げにより、国の定める介護保険法施行令の一部が改正されることに伴い、世帯全員が町民税非課税の方（所得段階第1段階～第3段階）に対する介護保険料を改正しました。

※第4段階から第9段階の方の介護保険料については、変更ありません。

所得段階	住民税		対象者	平成30年度		令和元年度				
	本人	世帯		負担割合	保険料年額	負担割合	保険料年額			
第1段階	非課税	非課税	生活保護受給者または老齢年金受給者	0.45	27,000円	0.375	22,500円			
第2段階			前年の合計所得金額の合計					80万円以下	0.75	45,000円
第3段階								80万円超 120万円以下		
第4段階	課税	課税	前年の合計所得金額の合計	80万円以下	0.9	54,000円	0.9	54,000円		
第5段階				80万円超	1.0 (基準額)	60,000円	1.0 (基準額)	60,000円		
第6段階			前年の合計所得金額	120万円未満	1.2	72,000円	1.2	72,000円		
第7段階				120万円以上 200万円未満	1.3	78,000円	1.3	78,000円		
第8段階				200万円以上 300万円未満	1.5	90,000円	1.5	90,000円		
第9段階				300万円以上	1.7	102,000円	1.7	102,000円		

令和元年度の保険料は、7月上旬に個別にお知らせします。

《広告》



コミュニティホーム
緑洋館
Community Home RYOKUYOKAN

『老後は松前へ』
港を見渡す施設と懐かしさ残る北の小京都で
心かよう老後の暮らしを…

Milieu Co., Ltd. 〒049-1505 松前郡松前町字博多11番地
株式会社ミリュ ☎0139-46-2911 FAX.0139-46-2912
ホームページ <http://www.milieu.co.jp>



シニアマンション
ホーランド博多